

平成21年12月25日
川崎市健康福祉局保護指導課

1 第2種社会福祉事業宿泊所（無料低額宿泊施設）の現状について

(1) 宿泊所の現状

- ① 施設数 23施設
- ② 事業者数 5事業者
- ③ 施設定員 864名（うち生活保護受給者数807名）平成21年6月末日現在
- ④ 最終開設届出受理日 平成19年3月1日

(2) ガイドラインの制定

平成15年4月17日社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業（宿泊事業）に係るガイドラインの制定、同日施行。

（平成16年3月24日、平成16年8月16日改定）

2 主な議題に対する考え方

(1) 無料低額宿泊施設に対する法規制について

- ① 無料又は低額な料金で利用させることを目的とした法本来の基準とはかけ離れた施設実態に鑑み、施設そのものの位置づけを定義すべきである。
- ② 第二種社会福祉事業宿泊事業の規制強化は、届出をしない施設を増加させることが危惧される。法的位置づけの無い施設のあり方についても同時に検討すべきである。

(2) 事業者に対する新たな規制について

- ① 最低基準－生活保護法の最低基準を前提とした現行の基準額は問題がある。
基準の明確化が必要。
- ② 金銭管理－個人の契約に基づいたものであれば制約は不可。
- ③ 面積基準－最低基準の提示は必要。その他の施設についての基準も同時に提示する必要あり。
- ④ 支援員の配置－社会福祉士等の有資格者の配置が必要。
- ⑤ 支援計画の策定－個人の状況に応じた支援計画は必要。同時に、退所後の受け入れ先の確保が重要。
- ⑥ 収支状況の公開の徹底－公開すべき内容についての基準が必要。
- ⑦ その他－入所に関する法人のモラルの徹底。

(3) 福祉事務所における取組みの現状について

- ① 訪問活動の徹底－他の居宅ケースと同様の頻度にて実施
- ② 転居支援－病状、ケース実態に応じて実施。
- ③ 施設滞在の適切性－住宅確保の困難ケース等、退所困難者の対応に苦慮している。
- ④ 生活保護費の本人交付の徹底－所払い、又は口座振込みにて徹底。

(4) 都道府県、指定都市、中核市本庁における取組について

- ① 届出事項の変更届けがなされた場合には、実地により確認を行っている。
- ② 年1回の書面による状況調査を実施している。